



高速しが

平成28年
7月号

発行:滋賀県高速道路交通安全協議会・滋賀県高速道路交通警察隊

夏の交通安全県民運動

実施期間:平成28年7月15日(金)から7月24日(日)までの10日間

運動の基本

高齢者と子どもの交通事故防止

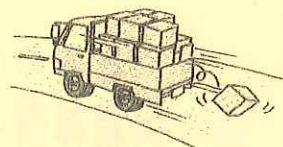
運動の重点

1 高齢者に対する交通事故防止対策の推進

高齢者は、夕方や夜間に外出するときは明るい服装を心がけ、反射材を身につけましょう。また、高速道路のサービスエリア等には、沢山の車両が駐車しています。急ぐあまり、駐車車両の間からの飛び出しや、斜め横断は大変危険ですから、しっかりと左右の安全確認をして通行してください。

2 落下物事故の防止

落下物は落とし主の責任です。高速道路での積み荷の落下は、後続車両の事故を誘発します。出発前には積み荷のチェックは勿論、SA、PA等で休憩するときには必ず積み荷を点検して落下事故を防止しましょう。



3 全席シートベルトとチャイルドシート着用の徹底

車に乗ればまず「シートベルト・チャイルドシート」の着用習慣を身につけましょう。「シートベルト着けた?」の声かけを合い言葉に前席だけでなく全ての座席の着用を徹底しましょう。



4 飲酒運転・過労運転の根絶

飲酒運転を「しない」「させない」「許さない」の基本を遵守し、どうしても車が必要なときは、仲間を安全に送る人を決めておく「ハンドルキーパー運動」に参加し、飲酒運転を根絶しましょう。また、家族の体調を気づかい、夏ばてや仕事疲れの蓄積などによる過労運転を「しない、させない」ように注意しましょう。



運動期間中、高速道路交通警察隊では、管轄する全路線で、シートベルト・チャイルドシート非着用、飲酒運転、運転中の携帯電話使用等、交通事故に直結する悪質な交通違反を重点に取り締まりを強化していきます。

体調管理はできていますか？

近年、体調不良、長時間の運転を原因とした「過労運転」、持病や風邪等の治療薬・市販薬の服用による「眠気やだるさ」を催すなかでの運転の強行、向精神剤や危険薬物使用による運転などによって引き起こされる悲惨な交通事故が全国的に発生しています。

運転するときの遵守事項

★ 体調の管理に万全を

- ① 夏バテ等で体調の優れないときは運転を控える。
- ② 疲れを感じたときは早めに休憩を取る。
- ③ 仕事前日の深酒は控える。
- ④ 職場では、運行状況を把握し疲労している者には運転を控えさせる。



★ 治療薬等の副作用に注意

- ① 風邪薬、解熱鎮痛剤、鼻炎薬には抗ヒスタミン剤が含まれるものが多いため「眠気」「だるさ」「頭がぼーとする」ことがある。
- ② 血圧降下剤は血圧の降下に伴い「めまい・ふらつき」が生じることがある。
- ③ 治療薬等を服用するときは、運転しても良いかを医師に相談する。

★ 向精神剤・危険薬物を使わない

- ① 向精神剤・危険薬物（MDMA、ハーブ、アロマオイル等）は中毒などで心身を損なう大きな危険（麻薬、覚醒剤以上に有害とされる）があることに加え、繰り返し使いたくなる「依存性」の高い危険なものであることを認識する。
- ② 意識障害、けいれん、呼吸困難などを起こして本人が苦しむだけでなく、幻覚や興奮のために他人に暴力をふるったり、車を運転して暴走しひき逃げや死亡事故などの重大な犯罪を引き起こす発生が高くなる。

高速道路で緊急停止したときは

- 1 ハザードランプを点灯し三角停止板や発煙筒で後続車に合図する
- 2 路肩・本線上で話し合いをしない。車内に残らない
- 3 本線上は絶対に横断しない
- 4 安全な場所に退避してから110番等へ通報する
- 5 救援を待つ間は路外（ガードレールの外）など安全な場所で待機する

